

福島県福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：だいこん畑の保育園		種別：保育園
代表者氏名：園長 大原清子		定員（利用人数）： 50(55) 名
所在地：郡山市安積北井二丁目 192		
TEL：024－973－6376		ホームページ：http://daikonbatake.jp/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成 29 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：一般社団法人石井記念会		
職員数	常勤職員： 12 名	非常勤職員 7 名
専門職員	（専門職の名称） 1 名	
	栄養士	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	6	屋内ボルダリング 砂場

② 理念・基本方針

保育理念

子ども達にとって保育園の生活は、社会の営みそのものです。その中で、一人ひとりの子どもが自分の居場所を見出せるように、環境をマネジメントし、最善の利益を配慮しながら。「生きる力」の基礎を培い、子どもの福祉を積極的に推進する保育を実践します。

保育目標：「素直で、思いやりがあり、主体的な子ども」

保育方針：子どもの自己肯定感を高める保育

保育方法：子どもの主体性を尊重し、見守る保育

③施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 待機児童解消として平成 29 年 4 月に開園し、今年度 3 年目の新しい施設である。
- ・ ボルダリング、わらべうた、うんどう遊び等の様々な体験で楽しみながら学ぶ
- ・ 園庭の畑でだいこん等の様々な野菜を栽培し食育を進めている

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 6 月 18 日（契約日） ～ 令和 2 年 2 月 19 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成 年度）

⑤第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 保育の質の向上への取り組みについて

園長は、保育園の保育の質に関わる課題を把握し、改善に向け様々な機会をとらえ取り組んでいる。また、保育状況を日々観察するとともに職員会議、各委員会で職員の保育についての考えや意見を把握している。特にチームワークを重んじ職員会議では全員が意見を出せるよう配慮し、職員の協力と意欲を引き出しながら保育の質の向上につなげている。

2. 職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについて

期待する職員像を明確にし、それを基に個々の職員が年度目標を立て、園長が面談し、目標実現のため助言を行っている。年度末には、自己評価を行い、達成状況や課題を洗い出し、次年度の目標に反映している。また、キャリアパス制度を明文化し、階層別研修、キャリアアップ研修、自己研鑽研修など研修機会が周知され、研修履歴で把握しながら職員の研修機会の確保を図り育成に努めている。

3. 障害のある子どもの保育への取り組みについて

郡山市のカウンセリング事業を活用し、臨床心理士の指導・助言を受けている。また、医療機関や発達に関する専門機関の助言を受けながら「個別指導計画」を作成し、保育士全員で内容を共有しながら保育に当たっている。多くの職員が、障害児保育や特別支援学校の実践研修を受講しており、視覚から伝える絵カードの利用や保育環境の工夫につながっている。さらに、保護者との信頼関係づくりに取り組み、子どもの様子を伝えながら専門的な療育に結び付ける働きかけもしている。

4. 食事を楽しむことができるような取り組みについて

担任保育士が栄養士のアドバイスを活かしながら、年間食育計画を作成している。園庭で様々な野菜の栽培を行い、水やりや草むしりを通じて食への興味を持たせたり経験を積み重ねている。収穫体験や給食の食材に使う他、保育参観日に収穫した野菜を使って芋煮会を行い、親子で食べる機会を設けるなど楽しみながら食育につなげている。

◇改善を求められる点

1. 年度事業計画の策定について

中長期計画に沿って保育に関する行事計画、避難計画、安全指導計画など個々の計画を作り、日々の保育実践に取り組んでいるが、単年度の事業計画は策定されていない。事業計画はその年度の保育事業に取り組むうえで基本となるものであり、理念、年度目標、重点事業なども含めた単年度の事業計画を策定することが望まれる。

2. 地域ニーズに基づく公益的な活動について

民生委員・児童委員等と定期的な情報交換をするなど、地域の具体的な子育てニ

ーズの把握に努め、保育園の専門性や機能を活かしながら地域の子育て支援などに取り組む事が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、初めての第三者評価を受審し、福祉サービス振興会の方々に大変お世話になり、深く感謝申し上げます。

当園は開園して3年目になりますが、今回初めての第三者評価を受審しました。受審にあたり、園内研修を通して第三者評価について基本的意義や必要性を理解すべく外部講師をお招きして、基礎的勉強会を実施しながら職員で共有し、現在のマニュアルを見直し保育内容の在り方等について職員で話し合い、チーム保育の強化を図ることができました。また、意見交換の中で各職員が自己評価に取り組むことによって様々な課題が得られ貴重な経験となりました。

今回の受審の中で特に高い評価を頂いた点につきましては、自分たちの保育の評価として職員一同励みになりました。

また、改善を要する点につきましても、丁寧に助言、ご指導を頂き「事業計画の策定」や「マニュアル等の検討」について具体的な取り組みを図っていきたいと思います。

今後も受審の経験をいかし、より良い保育を目指し保育の質の向上に努めると共に、子どもたちや保護者の信頼に応じる保育園を目指していく努力を続けて参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（45 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針を確立・周知している。		
①	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	a・㉔・c
＜コメント＞ 子どもの生きる力の基礎、非認知的能力を育み、福祉の増進を基盤とした理念を基に、具体的で分かりやすい保育目標・方針・方法を明文化している。職員間で再確認をするため会議で読み合わせをし、子ども達へは理解しやすいよう、保育園名「だいこん畑」の名を由来にし、かみ砕いた表現して説明している。また、ホームページ、パンフレットに掲載し、保護者へは入園時に口頭での説明、重要事項説明書、入園の栞を手渡して周知している。 しかし、保護者の理解はまだ十分でなく、保育園通信、クラス便りなどを活用し理解を深める取り組みが望まれる。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に対応している。		
②	Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・㉔・c
＜コメント＞ 園長は、市主催の所長会議、民間施設長連絡会議へ出席し、保育ニーズなど事業経営を取りまく環境の情報収集などを行い事業経営に活かしている。また、民間施設長連絡会議においては、経営部会に所属し得た知識を活用し、必要な人材の確保、保育の質の向上を目指して取り組んでいる。 なお、今後はコスト分析を行い、保育内容や職員体制、人材育成等の分析を適切に行うことが望まれる。		
③	Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・㉔・c
＜コメント＞ 経営分析は、公認会計士からの助言を受け経営に活かされている。経営状況や経営の課題については法人役員間で共有され改善に取り組んでいる。		

なお、経営課題について職員へ周知することまでは行われておらず、今後、経営課題の改善点などについて、職員も加えた検討の場を設け具体的に取り組んでいくことが望まれる。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・⑥・c
<コメント> 中・長期ビジョンは、理念、目標、方針を基に保育の質の向上、環境の整備、人材体制、人材育成に向けた具体的なものとなっているが、財源など収支計画は伴っていない。また、すでに目標が達成しているものもあり、今後計画の評価・見直しの中で、具体的な数値目標の設定、財務面の裏付けとなる収支計画の策定が望まれる。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・⑥・c
<コメント> 中・長期計画を基に、単年度事業として、昨年度は、園庭に畑を整備し野菜などを栽培し食育に取り組んでいる。また、来年度は、園庭の避難通路の整備を計画し園児の安全・安心に取り組む計画を立てている。 なお、中・長期計画を踏まえた具体的な事業内容を示した単年度の事業計画を策定することが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・⑥・c
<コメント> 事業計画として、園行事計画、避難訓練計画、安全指導計画、園内の整備、内部研修計画など、個々に各部門の計画を立て園全体で取り組んでいる。 しかし、全体をまとめた事業計画が策定されていない。今後事業計画策定に当たっては、策定手順を定め、職員も参加して前年度の事業実施状況の反省に立って、PDCA（P・計画策定、D・計画実施、C・評価、A・見直し）サイクルの観点で取り組むことが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・⑥・c
<コメント> 毎年4月当初、新入园児、継続園児が参加した入园式を行っている。その場で、保護者へ行事予定の配布と今年度に取り組む事業を口頭で伝えている。 今後、内容を簡素にわかりやすくまとめたものを配布し、保護者からより、理解と協力が得られるよう取り組むことが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組を組織的にを行い、機能している。	a・㉔・c
<コメント> 職員一人ひとりが、評価点、課題点、次年度への改善点について自己チェック評価表で振り返りを行い、園長の個別面接の中で課題を明らかにしている。職員が気づいた課題をまとめ、職員会議で全員が発言するよう工夫しながら改善に向けて話し合っている。 なお、今回が初めての第三者評価受審なので評価結果を分析し、検討するための仕組み(例・委員会)を作り機能させていくことが望まれる。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉔・c
<コメント> 現在、保育の質の向上のために、職員の資質向上へ力を入れ、内部・外部研修の実施、特に内部研修は全員参加を目標に、同じ内容を数回に分けて行うなどの工夫をした取り組みを行っている。 なお、今回の自己評価や第三者評価から明らかになった課題について、職員が参画して改善へ取り組むことに期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉔・b・c
<コメント> 事務分掌及び事務分担表で、役割と責任、及び園長不在時の権限委任が明文化されている。また、質の高い保育を目指し「保育の手引き」を作成し、職員会議や内部研修などで園の理念や方針を伝えるなど組織のリーダーとしての役割を果たすとともに個人面談の機会も設け信頼関係を構築している。また、保護者へは、園内行事、通信により園の方針などの周知も図っている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉔・b・c
<コメント> 園長は、保育園の理念・基本方針・諸規程を理解し責任者として職員へ会議、回覧などで周知している。また、市の保育所長会議、民間認可保育所連絡会、監督者研修へ出席し広い分野での法令遵守についての情報や知識を把握し、保育園運営に取り組んでいる。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。		

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 園長は、各クラスで行われている毎日の保育状況の観察、保育事業日誌の確認、報告、相談、個別面談などから保育の質に関する課題を把握し、職員会議や各委員会、内部研修で方針を示したりアドバイスをするなど指導力を発揮し、保育サービスの質の向上を目指して取り組んでいる。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 園長は、良質な保育の実現に向けコスト分析を行い、各担当業務の効率化にも助言する等業務の改善に取り組んでいる。また、各クラス複数担当制をとり、余裕を持たせた人員体制を取るなど、働きやすい環境づくりに努め、突発的な休暇が出ても対応できるようにしている。 さらに、職員との日々の関わり、個人面接、相談などきめ細かに対応しながら職員の職務に対する意欲の向上を図るとともに各委員会を通じて、業務の実効性を高める取り組みをしている。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	a・①・c
<コメント> 法人の中・長期計画に具体的に必要とされる人材が明確になっており、目標は5年とし、採用に向けハローワーク、職場説明会等で採用活動をしている。 なお、今後、短時間勤務保育士、保育補助者、保育支援員などの採用も考えていることから、保育の質の担保や業務内容を考慮して法人の中・長期計画見直しの中で検討することが望まれる。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・①・c
<コメント> 「期待する人間像」は、理念、目標、方針、方法の中からは読み取れる他、園長作成の「保育所運営方針及び服務に関すること」のなかにも、職員が理解できるよう具体的な内容で示されている。また、キャリアパス制度を導入し職員研修、処遇、人事考課制度などを実施している。昇級、昇格については年2回の個人面談時に口頭で伝えているが、人事基準に関する書面は開示していない。職員が意欲をもって保育に従事できるよう昇給、昇格基準など人事基準を周知することが望まれる。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①・b・c

＜コメント＞ 職員の就業状況、家庭状況について毎年報告を受け、年度当初に年間行事計画を配布しそれに合わせ、休暇希望日を早めに出してもらっている。突然の休暇申し出にも柔軟に対応するよう担当を持たないフリー職員を2名配置し、年休を取得しやすくし、年休以外に誕生日休暇を設ける他、市の勤労者互助会に加入して福利厚生に努めている。 また、園長がメンタルヘルスの窓口となり、毎朝顔色チェックや悩み相談に対応し、働きやすい職場環境を築く取り組みをしている。さらに、毎年の健康診断に合わせ、ストレスチェックを行い、心身面にも配慮している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 「期待する職員像」は、理念・目標・方針・方法を基に、「保育所運営方針及び服務に関すること」に明示している。それを、具現化するために、職員一人ひとりが自己チェック評価表を用い自己評価し、課題を把握し、次年度の取り組みにつなげている。園長は、これを基に保育士の経験などを踏まえ面接で話し合いを行い、目標の達成に向けて助言を行い、職員の質の向上に向けた取り組みをしている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・②・c
＜コメント＞ キャリアパスに基づき、能力、知識、実践技術取得などを階層別の外部研修に派遣し、その報告を記録に残し、会議で伝達講習を行い回覧し全職員が共有できるようにして、保育の質の向上に取り組んでいる。 なお、研修結果の記録はあるが年間の研修計画が策定されていないので、法人理念を基にした、研修に関する基本方針や職員に必要とされる専門技術などを明示した計画を策定し、研修後に効果を分析し、次の教育・研修計画に反映していくことが望まれる。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	①・b・c
＜コメント＞ キャリアパスに基づいた階層別研修の他、キャリアアップを目標とした職種研修、個人が希望できる自己研鑽研修など、職員が必要とされる知識や技術の研修の機会を確保している。また、研修結果は、会議で伝達研修を行い、回覧する等情報の共有をしている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c
＜コメント＞ 実習生を受け入れ、マニュアルに基づきオリエンテーションを行っている。保護者へは、お便りで事前に周知し理解を得ている。また、開園時から実習生を受け入れている実績があり、担当職員も事務分担に明示されている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<コメント> ホームページやパンフレットにおいて理念・内容・方針、日々の活動状況の写真などを公開し、パンフレットを最寄りのクリニックに置いてもらい、入園希望者がでるなど効果を得ている。 今後は、保育内容、事業計画、事業報告、予算、決算などを公開し、保護者及び地域からより一層の理解・協力を得ることが望まれる。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 外部の公認会計士により、会計、財務管理を行い、相談、助言を運営に活かし、法人内監査においてチェック体制を整えている。また、事務分掌及び事務分担表において業務内容を明示している。 今後、公正かつ透明性の高い経営・運営の取り組みを図るためにも、事務分担表の欄に担当者名を記載するなど、内部牽制体制を明確にしてほしい。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 小学生の職場見学、中学生の職場体験等の受け入れや、年4回実施のボランティアによる「おはなし会」時での地域の子どもへの呼び掛け、年数回行っている隣接する他法人の老人デイサービス訪問など、地域との交流に取り組んでいる。 また、保護者へ郡山市の社会資源が記載されている冊子、保育情報紙を玄関先に掲示し周知している。さらに、保護者からの相談に対応するよう相談目的に合ったパンフレットを準備している。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にして体制を確立している。	a・b・c
<コメント> 絵本の読み聞かせ会、園庭の畑づくりサポート、小学生の職場見学、中学生の職場体験受け入れ、サマーボランティア受け入れ申し込みなど、ボランティアの受け入れを積極的に行っている。 なお、受け入れ方針、登録、申し込み手続き、活動記録、保護者、職員への事前説明、トラブル、事故を防ぐための学習等を含むマニュアルを整備し安心・安全な活動とすることが望まれる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	①・b・c
<コメント> 園長及び職員は、市主催の会議や民間保育所連絡会議、幼保小相互参観・研修会へ参加し連携を図り、郡山市子育てハンドブックを玄関先に準備し保護者が自由に閲覧をし、相談時には、目的に合った社会資源の情報を提供できるようパンフレットを準備している。また、町内会長、民生委員に苦情解決第三者委員をお願いし、そこから地域の情報を得ている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・②・c
<コメント> おはなし会や手あそび会のポスターを最寄りのクリニックに掲示し、隣接している公園に遊びに来た地域の保護者へも参加を呼び掛けている。また、育児相談や見学で来園した方にも丁寧に対応している。 なお、園は建物全体がバリアフリーになっており、災害時の地域の方の避難場所として活用できるよう自治会と話し合い、保育園の機能を活かす活動が望まれる。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・②・c
<コメント> 郡山市のオアシス事業(子育て相談)の窓口として、保育サービスの情報提供を実施しており、園内開放事業も行っている。 今後は、町内会長、民生委員と定期的な話し合いをして地域の福祉ニーズを把握し、地域の子育て支援活動に協力していくことが望まれる。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・②・c
<コメント> 保育理念に子どもを尊重した基本姿勢が示され、職員倫理綱領・行動規範において子ども一人ひとりの人格の尊重について明示してある。職員会議、内部研修などで、摺り合わせや再確認を十分にしている。 なお、今後予想される外国籍の子ども増加を見据え保育士および保護者等にも子どもの人権、文化の違いを理解を促すため、職員会議や保護者会、おたよりを通して周知に取り組むことが望まれる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した	a・②・c

	保育を行っている。	
<コメント> 子どもの権利擁護に配慮した、個人情報マニュアル、虐待対応マニュアルを作成し、職員倫理綱領・行動規範の中に子どものプライバシー保護を明示し、権利擁護については、職員会議、内部研修で説明し周知し対応している。 なお、園内で、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定した対処方法を明確に明示することが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<コメント> 法人のホームページに、理念や方針、写真で園の全景や保育内容を紹介し、パンフレットを最寄りのクリニックへ置き地域へ周知している。また、入園希望者や見学者へは、電話予約時、保育の状況を見学していただくため保育時間、給食の時間を案内し、見学していただいている。来園時は、パンフレットを基に保育理念・方針を説明し、保護者からの質問へ丁寧に説明し対応している。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉖・b・c
<コメント> 3月中旬の入園説明会等で、入園の葉・重要事項説明書で保育内容について説明し保護者から同意を得ている。葉はイラストなどを使い分かりやすい内容とする工夫が行われている。行事の実施日などを変更する際はお便りや掲示板で周知する他送迎時に口頭で説明をしている。また、配慮が必要な保護には、個別にかかわり丁寧な説明をしている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉖・b・c
<コメント> 自宅の引っ越しなどで転園する場合は、郡山市が定めている保育経過記録により、保育園での育ちなど子どもの状況を伝え保育の継続性に配慮することとしている。保育園の利用が終了しても園の行事に招くなど継続した関わりを行っている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・㉖・c
<コメント> 職員が話し合って子どもの発達成長に合わせ保育環境を変更する等子どもが気持ちよく、安全に過ごせるよう取り組んでいる。保護者には行事实施後のアンケート調査や保護者会の要望から、課題を見つけ行事の際の駐車場の確保、不審者対策(行事参加者受付時の確認)など取り組んでいる。 なお、アンケート実施後内容の分析、検討までは行っていないので、内容を集計・分析しやすいものに工夫するとともに保護者に調査結果や改善内容等を伝えることが望まれる。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑥・c
<コメント> 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、玄関に表示している。また、重要事項説明書で入園時に説明するとともに保護者総会でも説明し周知を図っている。苦情ではないが保護者同士のトラブルにも双方から事情を聞き取り、和解の場を設けている。 しかし、苦情解決結果について申し出者にフィードバックはしているが、公表はしておらず、今後はプライバシーに配慮したうえで公表することが望まれる。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	④・b・c
<コメント> 玄関に意見箱を設置する他、入園時に複数の相談窓口を周知し、相談や意見を述べやすい環境づくりに努めている。送迎時にも保護者の表情を観察し、面談が必要と感じた場合、別な機会を作り、ゆっくりと話を聞く時間を設けている。また、職員研修の中で苦情は利用者からのアドバイスとして前向きに取り組むことの大切さや多くの意見が寄せられる環境づくりの必要性を伝え、意見を述べやすい環境づくりに努めている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑥・c
<コメント> 要望や意見に対しては担当保育士から主任保育士へ相談し、主任と園長が対応を決め迅速に運営面や保育内容に取り入れている。相談や意見の内容は、対応も含め職員に周知している。 なお、要望等への対応は、苦情対応マニュアルの中での対処としているが、マニュアルの中に意見や要望への対応方法等の記載がないので明記することが望まれる。また、対応については主任保育士と園長の話し合いで行われており、サービス向上委員会などによる組織的な対応が望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	④・b・c
<コメント> 危機管理委員会で安全指導年間計画を立て取り組んでいる。リスクを発見したときは写真付きで記録し、委員会で検討している。ヒヤリハットにあたりと判断した際は報告書にまとめ危機管理委員会で再度話し合いをし、改善策を検討した結果を、回覧で全職員に伝えている。また、子どもに安全指導の場を設け、場所に危険表示をするなど発達に応じた理解可能な方法で注意喚起している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<コメント>		

保健・衛生委員会を中心に「2018年版保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）や保健所のDVDを使い勉強会を開催し理解に努めている。また、市の感染症情報を得て早期発見に努めている。各保育室の手洗い場に手洗い方法を図解して表示し、手洗いやうがいを行行する等予防と健康教育に努めている。感染症が発生した場合は玄関に掲示し、保護者へ情報の提供と予防を呼び掛けている。 なお、実行性のある園独自のマニュアルの策定が望まれる。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 防火管理委員会が、年2回の総合訓練の他毎月避難訓練を年間計画として策定し訓練を実施している。火災、地震、水害、不審者など様々な災害の想定、実施時間を職員体制が少ない早朝、夕方を含めた訓練を行っている。今年、保護者の引き渡し訓練を初めて取り組む事になっている。また、保護者の迎えが困難な場合を想定し、米やレトルト食品、カセットコンロなど備蓄もしている。建物は防火シャッターを備え、バリアフリーになっている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	㉖・b・c
＜コメント＞ 通常業務に関するマニュアルを「個々のサービスの標準的実施マニュアル」として作成しており、標準的な実施方法が詳細に明記されている。年度初めには、職員会議でマニュアルの読み合わせを行い理解に努めている。また、理解が不十分な職員には熟読してもらうなど保育の標準的な実施方法を再確認できる機会を設けている。さらに、保育所保育指針を読む機会を持ち、子どもの発達段階や家庭環境を踏まえた保育実践への取り組みにも留意している。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	㉖・b・c
＜コメント＞ 保育の標準的な実施方法の検証は年度末に行っており、定期的に実施されている。また、他園の保育マニュアルを見せてもらう機会もあり、そのマニュアルの良し悪しについても判別ができる人材の育成についても考えている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㉖・c
＜コメント＞ 個別面談やアンケートで保護者のニーズを把握し、それを踏まえて個別指導計画を作成している。気になる子など専門的な助言を必要とする場合は、臨床心理士にケース会議に		

入ってもらい、アセスメントについて助言を得ている。 なお、アセスメントの手法がまだルール化できていないこと、アセスメントへの理解が不十分な職員もいることから、アセスメントシートの作成や手法、手順も明文化することが望まれる。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・⑥・c
<コメント> 指導計画の見直しは、月案は月1回、週案は週1回見直しが行われており、修正がある場合には赤で修正を行っている。 しかし、変更になった指導計画の内容を内部研修で周知に努めているが、全職員に周知・共有を進める手順までは定めておらず、今後そのプロセスを整理し、明文化することが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	a・⑥・c
<コメント> 職員研修においてテーマを決めて1つの週案を作り、その中で自由に意見を出し合っ て、見直しを行うなど職員の自己研鑽に取り組んでいる。 しかし、日誌の文章に関しては職員間にばらつきが認められ、わかりにくく、読みづら い内容も多い。今後は日誌の書き方を職員間で話し合い、保育の個別計画や指導計画を踏 まえた保育の実践が行われているか分かる記録となるような取り組みが望まれる。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	a・⑥・c
<コメント> 児童票、保育個別計画、保育記録等子どもや家族の情報にかかる記録の管理について は、鍵のついているロッカーに収納保管し、「個人情報マニュアル」で職員の責務を規程 し、園全体で適切な管理についての周知・徹底を図っている。 しかし、子どもに関する記録文書について、保存年限、廃棄方法、保護者から開示請求 への対応についてなどの規程はなく、適切な文書管理ができるよう規程を作ることが望ま れる。		

第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
<コメント> 保育課程は年度末に当該年度の振り返りを各担任、副主任と協議しながら行い、それをもとに主任保育士、園長が協議して発達段階を考慮しながら作成し、その中に理念や保育方針も入れ保育内容に反映したものになっている。 なお、児童憲章や児童の権利についての理解が十分できていないことを課題としており、今後、子どもの権利ノートなど分かりやすい資料を参考に職場内研修などで理解を深めていくことが望まれる。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<コメント> 保育環境はバリアフリーで保育室以外にも静かに本が読める絵本コーナー、落ち着きのない子どもが自由に遊べる部屋を確保するため保育室をやりくりするなど、子どもの状況に合わせた環境づくりに努めている。 なお、気になる子どもの対応に追われることもあり、他の子どもも真似ることで保育士の気を引こうとするなど一人ひとりの子どもが心地よく過ごせる環境づくりにさらなる工夫が望まれる。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<コメント> 子ども一人ひとりの最善の利益を念頭に、子どもをありのまま受け入れるよう取り組んでいる。「受容」、「丁寧に見守る」を職員全体で共有しながら保育に当たっている。職員倫理綱領・行動規範、保育の手引きの中で保育のルールを定め、職員会議で日々確認しながら実践に努めている。 なお、子どもへの言葉かけについてもお互い気を付けあっているが、時には「早く」、「ダメでしょう」と言うなど、急かしたり制止する言葉が出る場面に、主任、園長が気づき注意する等取り組みを進めており、さらに徹底されることに期待したい。		

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 絵カード、写真を活用し自然と生活習慣が身に付くよう工夫している。また、トイレなどに足のマークを貼り、靴を履き替える場所の明示や時計を見て昼寝の時間の見通しを立てられるようにするなど子どもが自主的に生活習慣を身に付けられるような環境づくりや保育に努めている。 なお、一人ひとりの子どもの状態に応じ、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重した保育に努めているが、手のかかる子どもへの対応に追われ、不十分な場面も見られると気づいており、今後人員面も含めさらなる工夫に期待したい。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
＜コメント＞ 日々、プランターや保育園の畑で野菜の世話(種まき、草取り、水まき、収穫)を行い自然に触れる機会を作っている。また、隣接する公園の滑り台など遊具の使い方やルールを事前に写真で学び、自由遊びの中でも身を守ることの大切さを教え、毎月の安全訓練の中で、横断歩道の渡り方など交通ルールやヒヤリハットが起きた際の注意点を写真付きで学ぶ機会を設け、その中で社会のルールを身に付けている。さらに、園外保育(バスハイキング、小学校訪問、公共施設見学)も取り入れ、社会体験を積んでいる。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 6か月以上児を入園対象としており、一人ひとりの子どもが保育士と愛着関係が築けるよう、抱っこや授乳を個別に行い月齢に合わせた保育を行っている。午睡も時間差はあるが徐々に定着して来ている。興味を引く手作りのおもちゃを準備し、個性を尊重した保育に努めるほかお遊戯会では「だるまさん遊び」を全員で演じる練習、園全体の誕生会にも一部参加する等集団とのかかわりも経験できる保育をしている。朝・夕は静かにくつろげるコーナーを設けたり、わらべ歌などを歌ったり工夫しながら長時間保育にも取り組みをしている。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 一人ひとり子どもの状況に応じ、自我の育ちを受け止め「一人でやりたい」気持ちが持てるよう、「受容」、「見守り」、「気持ちの代弁」を心がけ、できた時のうれしさを味わえるようなかわりを大切にしている。昼食は0歳児と一緒に取り、お兄さん、お姉さん気分を味わう機会を設け、園庭での草花や虫の探索遊びや園外保育、延長保育の合同保育中で異年齢児との交流機会も多い。 また、一人ひとりの育ちに合わせた「保育の個別計画」の基づき、生活習慣が身に付くよう長期視点で保育を行っている。送迎時や連絡帳を活用して、園での様子、家での様子をお互い		

把握し、連携して保育に取り組んでいる。		
A⑨	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 3歳以上児は、情緒が安定し、著しい成長が見られるので、それに合わせた月間指導計画を作成している。月末には丁寧な振り返りを行い、主任、園長の適切なサポートをし、子どもたちが主体的に関われる新しい遊びや体験ができる保育に努めている。 また、情緒が不安定な子どもには集団保育とは別に興味が持てる自由遊びの時間を取り入れるなど安定を図りながら集団に入る時間も設け、個々を大切にしながら養護と教育を一体化させる取り組みに努めている。 さらに、就学に向け子どもの自主性を育てる保育を目指しており、その取り組みに期待したい。		
A⑩	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 郡山市のカウンセリング事業を活用し、臨床心理士の指導助言を受けている。また、医療機関・発達に関する専門機関の助言を受けながら「個別指導計画」を作成し、保育士全員で共有しながら保育に当たっている。キャリアアップ研修(障害児保育)、特別支援学校での実践研修など多くの職員が受講し、障害児保育について知識や情報を得ており、それを絵カードなど保育に活用している。 さらに、保護者の信頼関係づくりに努めながら、子どもの様子を伝え専門的な療育に結びつける働きかけも行っている。		
A⑪	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 0歳児は朝起きた時間や朝食の時間を記入してもらい、生活リズムを把握している。また、延長保育の子どもには、午後のおやつのほか夕方にミルク、おやつを提供している。降園時に子どもの様子や伝達事項を保護者に確実に伝えられるよう「健康視診簿」に記入している。登園時に保護者からの情報や健康チェックも記録し、早番、遅番、各担任に引き継がれている。1日の生活の中で静かに過ごす時間、元気に体を動かし活動する時間、絵本の読み聞かせ等ゆったりと過ごせる家庭的な時間を取り入れ、長時間保育に配慮している。		
A⑫	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<コメント> 小学校就学に向けて「アプローチカリキュラム」を作成しており、近くの小学校に見学に行くなど、小学校入学への見通しが持てるような機会を設けている。 就学児健診後には行事の際にみんなの前で学校に行ってきた感想について話すなどの機会を設けている。また「保育所児童保育要録」を作成し、子どもの様子や育ちについて小学校に送付し、配慮が必要な子どもに関しては、園長が小学校に直接伝えている。		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	①・b・c
<コメント> 健康管理については朝の視診や保護者からの子どもの様子を確認し、視診簿に記録することで職員へ周知の徹底をしている。また、感染症予防に関しては職員への周知はもとより、お便りを配布し、玄関にあるボードを活用し流行している病気の周知を図っている。 午睡チェックに関しては時間でのチェックは勿論であるが、ティッシュなどを使い呼吸の確認も行い、記録に残している。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	①・b・c
<コメント> 健康診断は年2回の内科・歯科検診を行い保護者へ伝えている。異常がある場合、病院受診を促し、その結果を提出していただき健康管理を行っている。また、未満児クラスでは手洗いやお茶を飲ませるなど健康管理を行っており、3歳以上児に関しては手洗い・うがいのほか音楽をかけながら自分のペースで歯磨きができるように、自ら健康管理ができる環境を作っている。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	①・b・c
<コメント> 月1回アレルギー会議を行い、職員と関係者とともにアレルギー食についての共通の理解を図り記録にも残している。アレルギー食はトレイや食器の色を分けるなどの工夫をし、目視でも誤配膳が起こらない工夫をしている。また保護者には半年に1度アレルギーに関する指示書を出してもらい、毎月のメニューもチェックをして出してもらうなどしている。 食事の内容はアレルギー食であっても他児と変わらないようにするなどの配慮がされており、アレルギーがある子もない子も「おかわり」できるようにするなど食事を楽しむ事ができる工夫がされている。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
<コメント> 担任保育士が栄養士のアドバイスを活かしながら、年間の食育計画を作成し、園庭で様々な野菜の栽培を行っている。子どもたちは水やり、草むしりを通して食に興味を持って体験を積み重ねている。参観日に収穫した野菜を使って芋煮会などを行い、親子で試食する機会を設けるなど食事を楽しむ工夫がみられ、食育に繋げている。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c
<コメント> 給食会議では担任からの要望を聞き、食事形態や食材の大きさ、箸が使えるかなど子どもの発達に応じた対応をしている。メニューに関しては郡山市のメニューを利用しているが、行事食などに関しては、季節感のある独自のメニューに変更している。また、子どもたちに喜んでもらうため野菜の切り方(人参を星形に切り抜くなど)を工夫している。さらに、保護者には子どもたちが好きなメニューのレシピを玄関に置き、持ち帰り自由となっており家庭でも活用でき		

るようにしている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑦	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	①・b・c
<コメント> 入園後のアンケート調査や個別面談を行い、子どもの状況、家庭の状況、希望することなど把握し児童票に記録し、ニーズを個別計画に反映している。また、未満児は連絡ノートで、3歳以上児は園での様子が分かる保育ボードを活用して家庭と連携をとっている。疲れている様子の保護者には温かい言葉をかけるなどストレスを抱え込まないように配慮している。保護者に心配や不安がある場合は主任や園長に相談し、組織的な対応ができる体制になっている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑧	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
<コメント> 送迎時には保護者へのねぎらいの言葉がけなどを行い、信頼関係を築いている。また保護者から相談があった場合には、担任で解決できないときには主任や園長に相談する体制となっている。相談内容は記録に残しており、職員が閲覧し共有できるようになっている。 さらに、年2回保護者面談を行い、事前に相談したい内容をアンケートで把握しながら適切なアドバイスができるよう体制を整え、保護者の子育て支援に努めている。		
A⑨	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	①・b・c
<コメント> 虐待マニュアルを策定し、朝の視診の時や、着がえ、おむつ交換時に、体の観察や衣服の汚れのほか情緒面においても注意を払っている。保護者の表情等に注意し、疲弊している場合は個別に慰労の声掛けや、話を聴くなどの配慮をしている。 また各職員が外部研修に参加する他、内部研修も行い虐待に関する知識を深め早期発見ができる体制を整えている。虐待が疑われた事例に関しては写真を撮るなどして職員会議を行い職員にも周知し、記録に残している。市の担当課や児童相談所など関係機関と連絡先を明示し連携できるようにしている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑩	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・⑩・c
<コメント> 年度初めに各クラスの前年度の反省に立って保育計画や保育目標を立て、保育の実践に当た		

っている。年度の間と後半に振り返る機会を設け自己評価を行っている。年度初めに園長は職員面談を行い、客観的な観点から助言を行い、職員が自主的に行った自己評価をより深めることで、専門性の向上に努めるほか、良い点をほめ職員の意欲を引き出している。

なお、自己評価については、まだ職員間の違いが見うけられ、今後チェックリストの活用や繰り返し自己評価を実施する中で同じような視点で評価し、より高い専門性の向上につながることを望まれる。